○国土交通省告示第五百九十九号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表補助金等の名称欄中「外国船舶油等防除対策費補助金」の次に「低公害車普及促進対策費補助金」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

○環境省告示第七十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月三十日

環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　ＪＸ金属苫小牧ケミカル株式会社

ロ　住所　北海道苫小牧市字勇払百五十二番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　米田　寿一

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

北海道苫小牧市字勇払百十二番百五十三

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの」という。）

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成二十七年三月二十四日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省北海道地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　北海道庁環境生活部環境局循環型社会推進課

ニ　北海道庁胆振総合振興局保険環境部環境生活課

ホ　苫小牧市環境衛生部環境生活課

ヘ　苫小牧市沼ノ端コミュニティーセンター

国会事項

衆議院

質問書提出

四月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省参与に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

産経新聞前ソウル支局長の出国禁止措置解除等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

「竹島問題に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

「国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

「産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

議事日程

四月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十五号

平成二十七年四月二十八日（火曜日）

午後一時開議

第一　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（内閣提出）

第二　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（内閣提出）

第三　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

四月二十七日衆議院から次の議案が送付された。

国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（岸本周平外三名提出）（衆第一九号）

質問主意書提出

四月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

道路標識に関する質問主意書（江口克彦提出）（第一一八号）

違憲無効の解釈改憲に基づく安倍総理の訪米外交を中止すべきことに関する質問主意書（小西洋之提出）（第一一九号）

人事異動

財務省

（国際局次長）財務事務官　武内　良樹

国際局長事務代理を免ずる（四月二十三日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十三日午後三時十分御出門、二〇一五年（第三十一回）日本国際賞授賞式に御臨席のため東京国際フォーラム（千代田区）へ行幸啓、同五時九分還幸啓、同六時三十三分御出門、同祝宴に御臨席のためパレスホテル東京（同区）へ行幸啓、同八時五十九分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、四月二十四日午前九時三十一分御出門、尾形光琳三百年忌記念特別展「燕子花と紅白梅　―光琳デザインの秘密―」を御覧のため、根津美術館（港区）へ行幸啓、同十時三十六分還幸啓になった。

御答電

天皇陛下から平成二十六年十二月二十六日キューバ国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下へ発せられた御祝電に対し、四月六日御答電があった。

天皇陛下から三月二十日パキスタン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、四月十三日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第６条第７項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年４月30日

総務大臣臨時代理
国務大臣　石破　茂

１　受付期間　平成27年５月１日（金）午前８時30分から同年６月１日（月）午後５時15分まで

２　地上基幹放送を行う対象地域及び地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）　別表のとおり

３　基幹放送の区分　超短波放送（コミュニティ放送を除く。）